

日本国在住西宮市外国人外国語指導助手の任用条件等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮の市立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び高等学校における外国語教育及び国際理解教育の推進を図るために任用する外国語指導助手の任用条件等に関し法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(外国語指導助手の定義)

第2条 この要綱で外国語指導助手とは、日本国に在住し、西宮市立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）に勤務する外国人をいう。

(身分)

第3条 外国語指導助手の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(所属)

第4条 外国語指導助手は、教育研修課に所属し、教育研修課長を所属長とする。

(職務)

第5条 外国語指導助手は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校及び高等学校における外国語授業の補助
- (2) 小学校外国語活動の補助
- (3) 外国語教材作成及び外国語・国際理解教育に関する行事等への協力
- (4) 特別活動及び課外活動への協力

(任用)

第6条 西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）は、英語を母国語とし、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学に相当するものとして委員会が認めたものをいう。以下同じ。）を卒業した者で任用を希望する者のうちから、選考又は試験に合格し、健康診断等所定の手続きを経た者を外国語指導助手として任用する。

2 前項により外国語指導助手として任用された者は、次の各号に定める書類を委員会が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書
- (2) 大学卒業証書の写し

3 前項各号に規定する書類のいずれかの提出がなかった場合、もしくは応募書類又は当該提出書類のいずれかに虚偽の記載が認められた場合においては、委員会は当該外国語指導助手の任用の決定を取り消す。

(勤務日、時間)

第7条 外国語指導助手の勤務を要する日は、学校の授業を行なう日及び委員会が別に指定する日とする。この場合において、当該日の数は、1年度につき208日を超えてはならない。

2 前項に規定する日以外の日を、勤務を要しない日とする。

3 外国語指導助手の勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日までの5日間において、委員会がその割り振りを行なうものとする。この場合において、1日の勤務時間は、7時間とする。

4 委員会は、外国語指導助手のうち、当該職員の職務その他の事由により、勤務を要しない日及び勤務時間の割り振りを前項の規定によることが困難であると認められる職員については、当該割り振りを、1週間当たりの勤務時間が35時間を超えない範囲内及び1日の勤務時間が8時間を超えない範囲内において、別に定めることができる。この場合において、当該割り振りは、勤務を要しない日が毎4週間につき4日以上となるようにしなければならない。

(休憩時間)

第8条 外国語指導助手の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間をそれぞれ所定の勤務時間の中途に置くものとし、その時間帯は委員会が定める。

(年次休暇)

第9条 年次休暇は、西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則第6条による。但し、平成16年度4月1日に任用の更新をした者については、21日付与とする。

2 前項の休暇は、正午（別に委員会が定める場合であつては、その定める時）を基準に、半日を単位として、これを与えることができる。

(基本報酬)

第10条 基本報酬は、外国語指導助手の職務内容等を考慮して、委員会が別に定めるものとする。

2 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は途中で終了した場合は、当該月に係る基本報酬の額は、日割り計算により算出する。

3 前項の日割り計算に当たっては、基本報酬に12を乗じ、その額を208で除して得た額を1日当たりの額とする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第11条 勤務1時間当たりの報酬額は、基本報酬に12を乗じ、その額を1456で除して得た額とする。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、外国語指導助手の任用条件等に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年6月21日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月4日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月3日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。